

物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱

(最終改正 令和7年9月2日会計管理者通知)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。)第296条第2項の規定に基づき、県が競争入札(以下「入札」という。)の方法により物品の買入れ及び修繕(以下「物品購入等」という。)の契約を締結しようとする場合における入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査について定めるものとする。

(入札参加資格及び審査)

第2条 入札参加資格及び審査に関する事項は、規則第245条の規定に基づき福島県報で公示するところによる。

(入札参加資格に係る審査の申請時期及び方法)

第3条 物品購入等の契約に係る入札参加資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)には次の各号により、物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請要領に定める方法で申請をさせるとともに、その添付書類を出納局入札用度課又は地方振興局出納室に提出させるものとする。

(1) 申請者の必要に応じ次に定める受付を選択させるものとする。

ア 定例申請受付

次期有効期間に登録する更新の申請又は新規の申請を前条の公示第5の第1号に定める定期の期間に受け付けるもの。

イ 随時申請受付

申請日の属する有効期間に登録する新規の申請を前条の公示第5の第2号に定める期間に随時に受け付けるもの。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めたときは受け付ける。

(2) 申請等の作成に用いる言語等は次のとおりとする。

ア 申請及び申請日の直前一年の各営業年度の財務諸表は、日本語で作成させること。

なお、その他の添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記させるか、又は添付させること。

イ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記載させること。

(入札参加資格の審査及び認定)

第4条 入札参加資格の審査及び認定は、次の各号により出納局長が行うものとする。

(1) 次のアからカまでの各号のいずれかに該当している者を除き、入札参加資格の認定を行うものとする。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

ウ 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者

エ 資格の審査の申請時において、消費税及び地方消費税を滞納している者

オ 申請日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 前号の認定は、製造業、販売業又は修繕業の区分に応じて行うものとする。

(3) 製造業及び販売業として認定を受けた者は、同時に修繕業としての認定を受けたものとみなす。

（有資格者名簿への登録）

第5条 出納局入札用度課長は、入札参加資格の申請者のうち第4条の規定により入札に参加する資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）については、営業種目の区分毎にこれを物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録する。

2 前項の登録は、申請日の属する営業年度の前営業年度において業としての実績のない種目について行うことはできない。

3 有資格者名簿は、出納局入札用度課長が管理し、副本をデスクネッツネオの文書管理に登録する。

4 有資格者名簿は県のホームページに掲載し、公表するものとする。ただし、個人情報保護及び競争性確保の観点から公表内容は、法人番号（法人等のみ）、商号又は名称、代表者又は受任者職氏名、住所又は所在地（県内事業者は市町村、県外事業者は都道府県名）、登録番号、営業種目とする。

5 出納局入札用度課長は、申請書を受理した後又は有資格者名簿に登録したのち、有資格者が次の各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第1号様式）（以下「変更届」という。）を提出させるものとする。なお、電子申請も可能とする。

(1) 商号又は名称（組織等の変更を含む。）

(2) 代表者職・氏名

(3) 住所又は主たる事務所の所在地

(4) その他、変更届（第1号様式）に定める変更事項

6 出納局入札用度課長は、有資格者が廃業又は解散等をする場合は、物品購入（修繕）競争入札参加資格廃止届（第2号様式）を速やかに提出させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第6条 物品購入等業務を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「物品購入等業務執行権者」という。）は、有資格者が次のアからウのいずれかに該当することを知ったときは、速やかに出納局入札用度課長に報告しなければならない。

ア 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

ウ 入札参加資格の審査に関する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者

2 出納局入札用度課長は、前項の報告を受けたときは、事実の確認後、有資格者名簿からその者に係る記載を削除するとともに、速やかに物品購入（修繕）競争入札参加資格喪失通知書（第3号様式その1）により当該者に、また物品購入（修繕）競争入札参加資格喪失通知

書（第3号様式その2）により物品購入等業務執行権者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月18日より施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月30日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月19日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月18日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月20日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月28日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月2日より施行する。

物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日

福 島 県 知 事

届出者 登 録 番 号

住所又は本社所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

（作成担当者職・氏名）

（電話番号）

物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更しましたので、お届けします。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	変更理由等

変更事項	添付書類	摘要
商号又は名称	法人－※履歴事項全部証明書又は写し	
住所又は本社所在地	個人－※住民票の写し 法人－※履歴事項全部証明書又は写し	
代表者氏名	個人－※身分証明書又は写し 法人－※履歴事項全部証明書又は写し	
代表者役職名	（変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。【注】添付書類不要）	
組織の変更、合併等	※履歴事項全部証明書又は写し	
電話番号、FAX 番号 メールアドレス	（変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。）	
代理人 （代理人の変更・新設）	委任状〔申請要領第2号様式〕 （新設の場合、代理人氏名、役職、所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを変更後欄に記載すること）	
代理人（その他）	（所属営業所の名称、住所又は所在地、電話番号、FAX 番号、メールアドレスについては、変更前と変更後の内容をそれぞれ記載する。）	
県内営業所等の新設 （営業所地域の登録）	※納税証明書（県税の未納がないことの証明） （変更後欄に新設した地域名〔県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき〕を記載すること）	
県内営業所等の廃止	（変更前欄に廃止した地域名〔県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわき〕を記載すること）	
その他特に重要な事項		

注 ※が付された書類は、発行日から3か月以内のものを添付すること。

物品購入（修繕）競争入札参加資格廃止届

年 月 日

福 島 県 知 事

届出者 登 録 番 号

住所又は本社所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

（作成担当者職・氏名）

（電話番号）

物品購入（修繕）競争入札参加資格について、下記のとおり廃止することとなりましたので
お届けします。

記

廃止年月日

廃 止 理 由

注 廃業又は解散等が分かる書類を添付すること。

第 3 号様式その 1（第 6 条第 2 項関係）

物品購入（修繕）競争入札参加資格喪失通知書

第 号
年 月 日

（当 該 者） 様

福島県知事 

福島県が行う物品等に係る競争入札への参加資格は、次の理由により喪失しましたので通知します。

理 由

第 3 号様式その 2（第 6 条第 2 項関係）

物品購入（修繕）競争入札参加資格喪失通知書

第 号
年 月 日

様

出納局入札用度課長 

次の者は下記理由により物品等に係る競争入札への参加資格を喪失しましたので通知します。

住所又は本社所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

記

理 由